

## 令和4年度清須市生活交通確保維持改善計画 新旧対照表

ページ	変更後	変更前
3	<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>① 路線図 別添1「<u>きよす あしがるバス 全体ルート図 令和3年6月20日</u>」参照</p> <p>② 時刻表・運行期間 《時刻表》 別添2「<u>きよす あしがるバス 時刻表 令和3年6月20日</u>」参照 《運行期間》 本計画期間は令和3年10月から令和6年9月までとしますが、永続的な事業としての取り組みを想定しています。 ※ 運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。</p> <p>③以下 略</p>	<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者</p> <p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付</p> <p>① 路線図 別添1「<u>きよす あしがるバス 全体ルート図 令和2年11月22日</u>」参照</p> <p>② 時刻表・運行期間 《時刻表》 別添2「<u>きよす あしがるバス 時刻表 令和2年11月22日</u>」参照 《運行期間》 本計画期間は令和3年10月から令和6年9月までとしますが、永続的な事業としての取り組みを想定しています。 ※ 運行路線、便数などについては、道路状況の変化や公共施設の集約・再配置などによる市内移動ニーズの変化等に適切に対応するため、必要に応じて、清須市地域公共交通会議の協議を経て、変更することとします。</p> <p>③以下 略</p>
4	<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>本市から運行事業者に対して、<u>運賃収入を運行経費から差し引いた差額分</u>を負担しています。</p> <p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p><u>清須市地域公共交通会議</u></p> <p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【<u>活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ</u>】</p> <p><u>・定期的にアンケート調査を実施し、利用者のニーズや移動実態を把握している。</u> <u>・毎月、運行事業者の実績報告から、バス停別、便別、曜日別にそれぞれ乗降者数を整理している。</u></p>	<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p> <p>本市から運行事業者に対して、<u>運賃収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分</u>を負担しています。</p> <p>6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称</p> <p><u>つばめ自動車株式会社</u></p> <p>7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定手法 【<u>活性化法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ</u>】</p> <p><u>対象外</u></p>
6～7	<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>(略)</p> <p>■令和3年 6月 9日 令和3年度第1回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価(案)について協議・承認 コミュニティバスのルート・ダイヤ改正(案)について協議・承認 清須市生活交通確保維持改善計画(案)について協議・承認</p> <p>■<u>令和3年 8月23日 令和3年度清須市地域公共交通会議専門部会</u> <u>コミュニティバスの運行計画見直しに向けた検討について協議・承認</u></p> <p>■<u>令和3年12月20日 令和3年度第2回清須市地域公共交通会議</u> <u>令和3年度地域公共交通確保維持改善事業・事業評価(案)について協議・承認</u> <u>コミュニティバスの運行計画見直しに向けた検討について協議・承認</u></p> <p>■<u>令和4年 3月29日 令和3年度第3回清須市地域公共交通会議</u> <u>コミュニティバスのルート・ダイヤ改正(案)について協議・承認</u></p> <p>■<u>令和4年 5月24日 令和4年度第1回清須市地域公共交通会議</u> <u>清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価(案)について協議・承認</u> <u>令和4年度清須市生活交通確保維持改善計画の変更(案)について協議・承認</u></p>	<p>17. 協議会の開催状況と主な議論</p> <p>(略)</p> <p>■令和3年 6月 9日 令和3年度第1回清須市地域公共交通会議 清須市地域公共交通計画に係る取組状況の評価(案)について協議・承認 コミュニティバスのルート・ダイヤ改正(案)について協議・承認 清須市生活交通確保維持改善計画(案)について協議・承認</p>

19. 協議会メンバーの構成員	
住民又は利用者の代表	住民5名、利用者（公募）2名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター臨床環境学コンサルティングファーム部門 教授
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市・交通局 交通対策課 担当課長 愛知県尾張建設事務所 維持管理課長 愛知県警察本部西枇杷島警察署 交通課長
旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会 専務理事 公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 つばめ自動車株式会社 バス事業部係長 つばめユニオン 執行委員長
市職員	清須市 企画部長 清須市 建設部都市計画課長

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県清須市須ヶ口1238番地

(所 属) 企画部 企画政策課

(氏 名) 市江 良隆

(電 話) 052-400-2911

(e-mail) kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp

19. 協議会メンバーの構成員	
住民又は利用者の代表	住民5名、利用者（公募）2名
学識経験者	名古屋大学大学院環境学研究科附属持続的共発展教育研究センター臨床環境学コンサルティングファーム部門 教授
愛知運輸支局長又はその指名する者	国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 首席運輸企画専門官（企画調整担当）
愛知県の関係行政機関の職員	愛知県都市整備局 交通対策課 担当課長 愛知県尾張建設事務所 維持管理課長 愛知県警察本部西枇杷島警察署 交通課長
旅客自動車運送事業者及び関係団体の職員	名古屋タクシー協会 専務理事 公益社団法人愛知県バス協会 専務理事 つばめ自動車株式会社 バス事業部係長 つばめユニオン 執行委員長
市職員	清須市 企画部長 清須市 建設部次長兼都市計画課長

## 【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 愛知県清須市須ヶ口1238番地

(所 属) 企画部 企画政策課

(氏 名) 次森 莉沙

(電 話) 052-400-2911

(e-mail) kikakuseisaku@city.kiyosu.lg.jp